沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和２年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（抑制区域）

第３条　条例第８条第２項の規則で定める区域は、別表に掲げる区域とする。

（事業区域等の算定方法）

第４条　条例第９条に規定する事業区域の面積の適用については、次の各号のいずれかに該当するときは、各敷地の面積を合算したものを一つの事業区域とする。

⑴　送電設備を共同で使用するとき。

⑵　送電設備を共同で使用しない場合であって、敷地が隣接又は近接（景観上一体とみなすことができるものをいう。）しているとき（同一事業者（その実態等から同一事業者とみなすことができる場合を含む。）による事業である場合に限る。）。

２　前項第２号に規定する同一事業者とみなすことができる場合とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

⑴　事業者が個人の場合　２親等以内の関係にある者

⑵　事業者が法人又は団体の場合

ア　代表者が同一であるもの

イ　構成する役員の半数以上が同一であるもの

（説明会の実施）

第５条　条例第10条第２項の規則で定める説明会の内容については、次に掲げる必要事項を近隣関係者に対し説明するものとする。

⑴　事業区域の範囲

⑵　再生可能エネルギー発電事業の内容

⑶　再生可能エネルギー発電設備の設置にかかる施工期間及び工事内容

⑷　再生可能エネルギー発電事業により景観、自然環境、生活環境等に与える影響

⑸　前号の影響から景観、自然環境、生活環境等を保全するための措置

⑹　前各号に掲げるもののほか、事業区域及び周辺地域における景観、自然環境、生活環境等の実情に応じて、市長が必要と認める事項

（意見の申出）

第６条　条例第10条第３項の規定による意見の申出を行おうとする者は、説明会が開催された日から起算して14日以内に、事業者に対し再生可能エネルギー発電事業の内容に対する意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出するものとする。

（近隣関係者との協議）

第７条　条例第10条第４項により、事業者は、意見書の提出のあった日から起算して14日以内に、当該意見書を提出した近隣関係者に対し当該意見書に対する見解を示した書類（以下「見解書」という。）を提出し、協議しなければならない。

２　事業者は、前項の見解書を提出するときは、当該意見書を提出した近隣関係者に対しその内容を説明し、当該近隣関係者の理解を十分に得るように努めなければならない。

（許可申請等）

第８条　条例第11条第１項の規定による許可申請は、再生可能エネルギー発電事業許可申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添付して、事業に着手しようとする日の60日前までに行うものとする。

⑴　確約書（第２号様式）

⑵　事業計画書（第３号様式）

⑶　事業区域等状況調書（第４号様式）

⑷　説明会報告書（第５号様式）

⑸　維持管理に関する計画書（第６号様式）

⑹　撤去及び処分に関する計画書（第７号様式）

⑺　意見書の写し（第６条の規定による意見書の提出がなかった場合は、提出不要）

⑻　見解書の写し（第６条の規定による意見書の提出がなかった場合は、提出不要）

⑼　事業区域内の土地の登記事項証明書の写し

⑽　事業区域の位置図

⑾　事業区域の案内図

⑿　再生可能エネルギー発電設備の配置図

⒀　再生可能エネルギー発電設備の外観図

⒁　土地所有者の同意書

⒂　本市が行うゼロカーボンに関する施策の推進に資する再生可能エネルギー発電事業であることの内容が確認できる書類（条例第12条第２項第３号に該当する場合に限る。第10条第１項第４号において同じ。）

⒃　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　条例第13条第１項の規定による変更の許可申請は、再生可能エネルギー発電事業変更許可申請書（第８号様式）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

３　事業者は、前２項の許可申請について、正副２通を作成し、市長に提出しなければならない。

４　条例第13条第１項に規定する軽微な変更とは、次に掲げるものをいう。

⑴　再生可能エネルギー発電事業の着手予定日の１年以内の変更（当初の着手予定日後に変更するものに限る。）

⑵　再生可能エネルギー発電設備の設置工事の完了予定日の１年以内の変更（当初の完了予定日前に変更するものに限る。）

⑶　太陽電池モジュールの総面積を減少する変更

⑷　再生可能エネルギー発電設備の高さを低くする変更

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

（許可）

第９条　市長は、条例第11条第１項の規定による許可をする場合には、再生可能エネルギー発電事業許可通知書（第９号様式）により当該事業者に通知するものとする。

（許可の基準等）

第10条　条例第12条第１項に規定する規則で定める基準とは、次に掲げるものをいう。

⑴　条例第11条第１項又は第13条第１項の規定により許可申請をした者又は当該許可申請に係る工事施工者（以下この項において「許可申請者等」という。）が次のいずれの場合にも該当しないこと。

ア　再生可能エネルギー発電事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合

イ　精神の機能の障害により事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

ウ　破産者で復権を得ないものである場合

エ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない場合

オ　関係法令の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない場合

カ　沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第２条第２号に規定する暴力団員等又は同条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者である場合

キ　許可申請者等が法人である場合において、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）がアからカまでのいずれかに該当する場合

⑵　沼津市土地利用事業指導要綱（昭和52年沼津市告示第66号）に基づく基準

⑶　沼津市景観計画に定める基準

⑷　次条第１項各号の規定により市長が別に定める基準

２　条例第12条第２項第１号及び第２号に規定する事業区域の面積の適用については、第４条第１項の例による。

３　条例第12条第２項第１号に規定する太陽電池モジュールの総面積の適用については、第４条第１項各号のいずれかに該当する場合は、各敷地に配置する太陽電池モジュールの面積を合算するものとする。

（景観、自然環境、生活環境等に影響を及ぼさないものとして規則で定める基準等）

第11条　条例第12条第２項第３号の規則で定める基準は、前条第１項各号に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

⑴　眺望景観の保全、斜面地での事業の制限、緩衝帯の設置等市域の景観に影響を及ぼさないものとして市長が別に定める基準に適合するものであること。

⑵　樹木の伐採抑制等市域の自然環境に影響を及ぼさないものとして市長が別に定める基準に適合するものであること。

⑶　振動騒音対策、温熱対策、反射光対策、日影対策等事業区域周辺の生活環境に影響を及ぼさないものとして市長が別に定める基準に適合するものであること。

２　前項の基準を適用することとなる再生可能エネルギー発電事業は、次に掲げると

おりとする。

⑴　市内に事業所、支店、営業所等を開設し、営業する者が行う事業

⑵　発電された電力は、市内での自家消費を基本とし、市外での消費が総発電量の30パーセント未満となる事業

（関係書類の閲覧）

第12条　条例第15条の規定による閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧させる場所及び時間を定めて行わなければならない。この場合において、近隣関係者から閲覧の求めがあったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（着手等の届出）

第13条　条例第16条の規定による再生可能エネルギー発電事業の着手の届出は、再生可能エネルギー発電事業着手届（第11号様式）により行うものとする。

２　条例第16条の規定による事業の中止又は再開の届出は、再生可能エネルギー発電事業中止・再開届（第12号様式）により行うものとする。

（完了の届出）

第14条　条例第17条第１項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電設備設置完了届（第13号様式）により行うものとする。

（事業の承継）

第15条　条例第18条の規定による届出は、事業承継届出書（第14号様式）により行うものとする。

（維持管理に関する報告）

第16条　条例第20条第１項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電設備等状況報告書（第15号様式）により行うものとする。

２　条例第20条第２項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電設備等状況報告書（自然災害、人為的災害その他非常事態発生時）（第16号様式）により行うものとする。

（事業廃止の届出）

第17条　条例第21条第１項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業廃止届（第17号様式）により行うものとする。

（身分証明書）

第18条　条例第22条第２項に規定する身分を示す証明書は、再生可能エネルギー発電設備立入調査員証（第18号様式）によるものとする。

（指導、助言又は勧告）

第19条　条例第23条第１項の規定による指導又は助言は、再生可能エネルギー発電事業指導・助言通知書（第19号様式）によるものとする。

２　条例第23条第２項の規定による勧告は、再生可能エネルギー発電事業勧告書（第20号様式）によるものとする。

（公表）

第20条　条例第25条の規定による公表は、沼津市公告式条例（昭和25年条例第38号）に定める掲示場における掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

（委任）

第21条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この規則は、令和２年９月１日から施行する。

付　則（令和３年３月３日規則第６号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

３　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、調整して使用することができる。

付　則

１　この規則は、令和７年１月１日から施行する。ただし、第10条第１項第１号エの改正規定は、令和７年６月１日から施行する。

２　この規則による改正後の沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に新規則第８条第１項の規定による事業の許可申請をするものについて適用し、同日前に改正前の沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則第８条第１項の規定による事業の届出をしたものについては、なお従前の例による。

別表（第３条関係）

抑制区域	根拠法令等
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第１項
農業振興地域内の農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号
農地	農地法（昭和27年法律第229号）第２条第１項
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第２条
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項及び第９条第１項
河川区域 河川保全区域	河川法（昭和39年法律第167号）第６条第１項及び第54条第１項
森林の区域 保安林	森林法（昭和26年法律第249号）第５条第２項第１号及び第25条第１項
海岸保全区域	海岸法（昭和31年法律第101号）第３条第１項
国立公園（特別地域及び普通地域）	自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第１項及び第33条第１項
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第１号及び第７号

第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 風致地区	
重要文化財（建造物） 国指定史跡名勝天然記念物の指定地	文化財保護法（昭和25年法律第214条）第27条及び第109条第１項
県指定有形文化財（建造物） 県指定史跡名勝天然記念物の指定地	静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第４条第１項及び第29条第１項
市指定有形文化財（建造物） 市指定史跡名勝天然記念物の指定地	沼津市文化財保護条例（昭和51年沼津市条例第27号）第５条第１項及び第30条第１項
景観形成重点地区	沼津市景観条例（平成22年沼津市条例第17号）第10条第１項